

伊丹市立児童くらぶ入所申請書類チェックシート

返送不要

本シートで提出書類をご確認の上、不備・不足がないよう受付締切日までにご提出ください。各書類の先頭番号は、表1「伊丹市立児童くらぶ入所申請書類」の番号に対応しています。

郵送の場合、申請に必要な書類のみ送付してください。不要な書類を同封されますと確認に時間を要するため、審査の開始が遅れることがあります。

必ず提出が必要な書類

1 伊丹市立児童くらぶ入所許可申請書等

- ☐ 入所希望の児童くらぶ名を記入していますか。
- ☐ 通年又は夏季休業期間のみのどちらか1つに☑し、利用月も記入していますか。
- ☐ 延長保育の希望について、いずれかに☑を記入していますか。
- ☐ 本申請の同意事項に保護者の自署を記入していますか。(保護者それぞれの自署が必要です)

2 児童状況表 (場合により 5 支援を要する児童用の状況表)

- ☐ 生計を同一とする家族構成に記入漏れはないですか。
- ☐ 緊急連絡先は、個人及び勤務地の連絡先を記入していますか。
- ☐ 障害者手帳の交付「あり」の場合、手帳の写し(コピー)を添付していますか。
- ☐ 障害者手帳「あり」または特別支援学級「あり」を記入した場合、表1の「5 支援を要する児童用の状況表」を記入していますか。

3 伊丹市立児童くらぶ確認書

- ☐ 記載内容を確認し、全ての項目に☑していますか。児童くらぶ育成料に滞納がある場合、入所をお断りする場合があります。
- ☐ 保護者自署欄に自署を記入していますか。(保護者それぞれの自署が必要です)

4 適切な保育を受けられないことを証明する書類(就労の場合は、就労証明書)

- ☐ 就労証明書は指定様式(伊丹市立児童くらぶ用またはこども家庭庁標準様式)となっていますか。
(令和7年度から新様式となっています)

- ☐ 就労証明書は、保護者全員分揃っていますか。

※きょうだいで同時に申請する場合、就労証明書の原本は1通でもかまいません。就労証明書の保護者記載欄の児童名を全て記入のうえ写し(コピー)をとり、原本を下の学年のお子さんの申請書に添付し、上の学年のお子さんには写しを添付してください。その際、写しの余白に「弟〇〇に原本添付」と記入してください。

- ☐ 就労証明書の内容は、入所要件や申請内容と合っていますか。延長保育・土曜日利用の場合、入所要件とは別の要件を満たす必要があります。

- ☐ 就労証明書の証明日は、申請日から3か月以内になっていますか。

- ☐ 保護者記載欄・通勤時間は、記入していますか。

・保護者記載欄＝様式最下欄の「児童名・生年月日・施設名」

・通勤時間＝就労時間の欄にご記入ください。

次ページも確認してください

⇒

次ページも確認してください

⇒

☐ 変則就労で、就労日数が週間3日の場合、備考欄に就労予定曜日が記載されていますか。

例：「月～土のうちシフトにより週3日勤務する」、など。※日曜日を含む場合、入所要件を満たさない場合があります。

☐ 診断書を提出する場合について、診断書の様式は伊丹市立児童くらぶ用の診断書ですか。

☐ 介護・看護・付添状況申告書の添付資料は、揃っていますか。

必要な方のみ提出

6・7 児童くらぶ育成料の算定資料の添付書類

☐ 令和6年度市民税・県民税課税証明書（令和6年1月1日現在、伊丹市に住民票がある人は不要です。）

※保護者それぞれ必要です。

☐ 生活保護受給証明書（生活保護を受給している方）

8 伊丹市立児童くらぶ育成料口座振替依頼書

伊丹市立児童くらぶ育成料口座振替確認書

※ 以前児童くらぶに入所されたことのある人で、口座の変更がない方は提出不要です。

☐ 育成料の振替口座は、取扱い金融機関ですか。（表3をご確認ください）

☐ 保護者の住所・氏名・電話番号等に記入・押印漏れはありませんか。

☐ 金融機関コード・店番号・預金種目・口座番号を記入していますか。

☐ 書類の訂正がある場合、銀行の届出印で訂正印を押印していますか。

郵送申請の場合に必要な書類

☐ 保護者宛名シート（市役所からの返送用。返送先住所、宛名を記入したもの）を記入し、同封していますか。